

報告事項 2

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

東広島市地域公共交通会議
会 長 塚 井 誠 人

新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響で深刻な影響が生じている交通事業者に対して、市が行った支援について

- 1 対象 : 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー；福祉限定含む）
国の感染拡大防止策（地域公共交通確保維持改善事業交付要綱）の対象外を市単独で支援するもの（国補助：乗合、貸切、鉄道、船舶などが対象）。
- 2 支援目的：感染拡大防止対策
市民の移動手段として事業の継続が必要であるため。
本市ではタクシー券利用の高齢者やビジネス客の移動、路線バス運行時間終了後の移動など市民の移動手段として大きな役割を担っている。
- 3 支援積算：国の補助金交付要綱規模を準用する。
（100万円までは10/10、100万円以上は1/2補助）
- 4 支援内容：5万円×台数（20台上限）＋2.5万円×（台数－20）台
対象経費：感染拡大防止対策のための設備導入等に要する費用
例）運転席仕切りカーテン、抗菌・抗ウイルス、換気対策、衛生対策
- 5 補正規模：16,100千円（約360台分）
東広島市内のタクシー台数（国土交通省中国運輸局調）